

公明党の環境ホルモン（内分泌攪乱物質）問題の取り組み

加藤 修一

公明党環境ホルモン問題プロジェクトチーム座長
公明党エコジャパン会議事務局長、参議院議員、Ph. D.

ただいま紹介いただきました公明党の加藤修一です。

本日(11月26日)始まった本シンポジウムが NGO、専門家、政府関係者が多数出席の下、「human security」にとって重要な会議が、ここ広島県広島市において開催が実現できましたことは誠に嬉しいかぎりです。環境庁、広島県、広島市、環境ホルモン学会など関係各位のご尽力に心から感謝申し上げます。

環境ホルモンに関して、公明党が初めて国会で取り上げ、環境ホルモン対策に対する4分野23項目からなる緊急提言を發表すると同時に、関連委員会で政府の積極的な対策、予算措置を求めるなど、迅速な対応をしてきました。

さらに、1998年にはダイオキシン汚染対策に関する緊急提言を發表し、公約したダイオキシン類対策特別措置法については公明党の独自案から出発し、1999年7月に全会派一致で成立し、この12月から完全施行されます。環境省は最大限の対応を考えていることからストックや廃炉の問題が未だ残されてはおりますが、実効性が高まります。

また環境ホルモン対策上、特に関心を持ってきたことは、予防原則であります。1992年の「環境と開発に関するリオ宣言」の第15原則は、予防的方策であり、さらに1997年には米国マイアミで開催されたG8環境大臣会合の閣僚宣言では、環境弱者である子供の環境基準がテーマとなり、さらに先のヨハネスブルグで開催のWSSDにおいても激しく議論されたところであります。

この様なことから公明党は予防原則を大変重要と考え、「化学物質安全基本法」の必要性や、又従来から国会の委員会、本会議でも子どもの環境基準の導入などを取り上げて、予防原則を社会の仕組みにと、提案をして来ております。単なる提案に終わらずに広く署名運動、憲法に基づく請願を行って来ております。

その一端は、昨年、茨城県において16万5千名を超える「霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する署名」を霞ヶ浦周辺地域を中心に行ったところであります。これに関しての請願は環境委員会において全会派一致で採択となり、環境ホルモン問題への一つの前進を示すことができました。

さらに、新潟県においても環境ホルモン署名運動では50万人を超え、県民4人に1人の署名でありました。これらの署名はわが子が育つ環境にお母さん方が如何に大きな関心を持っているか、心配しているかの現れであります。お母さんに限らずおばあちゃんやおじいちゃんの孫に対する強い思いの現れでもあります。

この署名を基に「化学物質安全基本法」や「子ども環境リスク削減法」の制定などを考えておりますが、これは、今や地球規模で化学物質の拡散が進んでいること、従来問題にならない極微量でも作用すること、生殖毒性の問題、体内への蓄積性や生物濃縮のこと、影響に時間がかかり世代を超えることから因果関係を特定しにくいことなどが考えられ、胎児・乳幼児への影響が大変心配され、「胎児の複合汚染」が出叛されるにいたっております。この様なことから予防原則の社会的な仕組みづくりは、重要であります。先の公明党大会において、予防原則の社会的な枠組みづくりを明確に示したところであります。政治の意志はこの様な「命に関わるところ」にこそ発揮されるべきであります。

多くのお母さん方との懇談の中で常に取り上げられる心配なことから、環境ホルモンなどの胎児・乳幼児への影響であり、そのための予防原則についてであります。未来世代である乳幼児・子どもを守ることは現世代の重要な責務であります。公明党が主張する「子ども環境リスク削減法」の法制化は実に大事であります。

これに関連して、昨年と同様に特に取り上げたいものは軟質塩化ビニール製のおもちゃについてであります。軟質の塩化ビニールは、柔軟性を与えるために、肝臓毒性や生殖毒性のあるフタル酸エステル類などの可塑剤やビスフェノールAなどの安定剤の化学物質が添加されています。公明党は環境ホルモンに対

する政府への要望をおこなった際に、4分野23項目を示し、そのなかで子供のおもちゃ、育児用品など、またそれらの代替製品の開発などについても取り上げて来ております。また関連して、シックハウス症候群、化学物質過敏症、アレルギー問題についても対応を進め、アレルギー対策については、公明党として1,400万人を超える署名運動を行い、これらの対策が大きく前進したところであります。

この軟質塩化ビニールおもちゃの規制について、環境NPOなども熱心に取り組んできており、一方自治体のおもちゃの規制に関する昨年末の国内の動きは注目に値します。神奈川県川崎市議会は昨年6月に全会派一致して、おもちゃの脱塩化ビニールをもとめる意見書の採択、また同様に千葉県議会においては、昨年7月に意見書を可決しております。さらに日本の首都、東京都は昨年11月に環境ホルモンなどの化学物質の乳幼児・子どもに与える健康障害を防止するために厳しい基準、子どもガイドラインなどの策定を行ない、代替物質への転換を促すこととしております。

この様に乳幼児・子どもへの環境ホルモンなど化学物質に対する新しい動きがあります。厚生労働省はどうでしょう。苦慮しながらも何とか対応をしたいとの姿勢は示しています。しかしそれは、昭和22年に作られた食品衛生法の準用、即ち食品に準じた扱いであり、準用のレベルの規格基準の段階であります。分かりにくさが残ります。従って、次のような指摘があります。おもちゃに使われるプラスチックの可塑剤は食品衛生法で言う添加物にはならないこと、飲食物ではもとより無いこと。言うまでもなく、軟質塩化ビニールの玩具は乳幼児にとって「飲食物」ではありません。これでは曖昧で実効性に乏しいことになりかねません。

このおもちゃに係わるフタル酸エステル類に関しては既に18カ国が法的に規制し、アメリカなど5カ国が政府機関による警告や勧告を出しているところであります。

日本政府におきましても、水俣病などの貴重な教訓を最大限に生かし、乳幼児・子ども用の環境基準の作成や軟質塩化ビニールのおもちゃへの使用規制処理について、より意欲的な姿勢を明確に示すべきである、と思います。また食の安全などに係る法律等は予防原則の視点から見直すことであり、さらに今後、育児用品などについても検討していくべきであります。

PCBにつきましては、PCB回収処理法により無害化処理が動き始めております。

また、農薬などの保管と適切な処理、土壌中の残留場所を特定する努力義務も課すこととなりますが、DDTや除草剤を埋設処理したことがある日本も、対応を迫られております。農水省の調査によれば1970年前後に販売中止になった有機塩素系農薬は判明しただけでも31道府県、174カ所、3,680トンも地中に埋設されたままになっております。環境ホルモンの疑いのある農薬もあり、モニタリング、無害化処理を含めてさらに十分な対策が必要であります。わが党も一層の関心を持って対策を進めてまいります。

今後とも公明党は化学物質安全基本法、子ども環境リスク削減法などの法制化、また環境ホルモンの国際的な規制化、国際協力銀行JBICなどの輸出信用にかかる国際標準的な環境ガイドラインなどの実現に向けて積極的に取り組む決意であります。

ヨハネスブルグのWSSDにおいても議論になりましたがゴルバチョフ等が進めて来た「地球憲章(Earth Charter)」については、国連や国際社会において人類の指針として取り扱われるように積極的な取り組みを行なうことを表明して、挨拶とします。